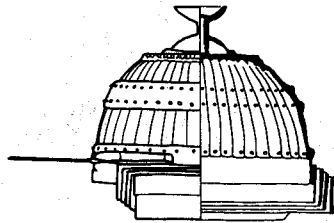


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

16. 尾上遺跡出土の祭祀用木製品について

奈良 俊 哉

1. はじめに

尾上遺跡出土の祭祀用木製品については、「滋賀考古学論叢 第4集」で馬形代を中心にして若干ではあるが述べたことがある。この時は、昭和59年度に出土した馬形代のその祭祀の在り方と年代観について述べたものである。

今回は、その後昭和57・58年度に出土した祭祀用木製品の保存処理作業が終了したのに伴って、主に齋串や人形代を実見する機会が与えられた。これらの祭祀用木製品を59年度に出土したものも含めて分類し、尾上遺跡で行なわれた祭祀がどのようなものであったかを再検討することしよう。

2. 祭祀用木製品について

1) 人形代

尾上遺跡出土の人形代は扁平な正面全身人形ばかりである。人形代の分類については、金子裕之氏が頭の形状や肩の切り込み具合などで分類し、そこから人形代の編年を導きだしているが、まだ決定的な編年とはなっていない。しかしこれに従って分類すると、尾上遺跡の場合は、昭和59年度に出土した10点については人形B類に相当する。これは8世紀末にあたるものである。今回実見した昭和57・58年度の人形代6点については、肩は撫で肩で、頭の形状は圭頭状になっており、頬の部分が直線的な表現となっている。この型式は人形B類よりも時期的には古いものとされている。

2) 齋串

齋串の分類については、古くは黒崎直氏の分類があり、新しくは奈良国立文化財研究所の分類があげられる。奈良国立文化財研究所の分類は詳細を極めており、たんに形状で分類するのならばこれ以上細かく分類するのは不可能であろう。これを、尾上遺跡の齋串に当てはめるとC型式が主流を占める事がわかる。すなわち、圭頭状の頂部を持ち・端部が剣先状になるものである。これをさらに切欠きの場所や回数によってI～VIII型式に分類されるわけだが、尾上遺跡の場合は極めてたくさんの種類がある。ただ、大型品については、CV型式のものと(34～36)、CVI型式のもの(10)だけである。昭和59年度のものについては全体形の知れるものが少ないので断定は出来ないが、昭和57から59年度を通じてCIII型式とCIV型式がその大半を占めるようである。

この他に特徴的なものとしては、圭頭状の頂部を持ち、あたかも肩の線を表すかのようなV字状の切欠きが左右に施され、端部は鋭い剣先状になる(72)のようなものもある。この例としては長岡京左京三条二坊SD2054から出土している齋串が上げられる。大きさや厚み等もよく似ており、時代が784～794年と限定されているものである。この年代は参考にされよう。

3) その他の祭祀用木製品

その他の祭祀用木製品としては昭和59年度出土の物では(24)・(25)の箸や三宝と考えられる板状具(26)～(28)、塔の水煙を思わせる塔状木製品(22)、木の枝分かれしている部分を用いて作る又状木製品(23)などがある。塔状木製品や又状木製品などはその使用目的がまだ明らかではないが、人形代や齋串などと同じ層位から出土していることから祭祀用に使用された可能性がある。昭和57・58年度の出土木製品の中にはこのようなものは無かった。使用目的が明らかなものでは、(11)・(63)の馬形代がある。(11)の馬形代は馬の絵を墨書で描き、さらに「黒毛□」と墨書されている。「□」の部分には、「祓」と読める字が入ると推定されている。(63)の馬形代は、全長が22.4cmで頭部の方をやや丸く削り、尾部を細長く削りだし剣先状にしている。背中部分は(11)と同じように切欠きを入れて裸馬を表現している。(63)には墨書は無かった。

3. まとめ

尾上遺跡の祭祀用木製品については、今回新たに資料提供した他にも齋串や人形代の破片がまだ数十点存在している。しかし、破片であるが故にその全体形等が分からず今回の中には含めなかった。また、尾上遺跡周辺の遺跡、例えば尾上浜遺跡や延勝寺湖底遺跡等からも祭祀用の木製品である齋串や人形代の破片などが出土している。この二つの遺跡は尾上遺跡からも近く、直線的な距離にすれば1km以内である。尾上遺跡の立地条件が余呉川の微高地状に位置していると考えられるので、このような範囲の中で祭祀用木製品が出土することは十分考えられ、これらの遺跡から出土しているものは尾上遺跡で使用されたものの一部が流れていったものであると考えている。このように、1kmの範囲に渡って祭祀用木製品が分布しているが、57～59年度に行なわれた尾上遺跡の調査区(これは200mの範囲内で納まる)からは、今回提示したような祭祀用木製品が集中して出土している。また、昭和58年度に行なわれた発掘調査区では、石敷遺構、瓦敷遺構が検出されており祭祀用木製品とのなんらかの関係をもった遺構ではないかと考えている。

このように集中して出土する祭祀用木製品の時期については、これら木製品の編年が確立されていないことから、断言することは極めて困難である。しかし、これらの祭祀用木製品のほとんどが同じ層位から出土していることより、あまり時期的な隔たりは無いと考えられる。昭和58年度出土の齋串で、(72)のものは近畿でもあまり見かけないものであり、極めて特徴的な形態を持つものである。この齋串については2-2)でも述べたように、長岡京に同じ形態の物があり、ここでは784～794年という年代が与えられている。また、昭和59年度の調査では祭祀用木製品が出土する層位より1層上で黒色土器が出土しており、これから9世紀末以前という時代が与えられている。(1)から(10)までの人形代は(3)以外はいずれも怒り肩になっており、また頭部の切り込みも上の方から切り込んでいる。この特徴は8世紀末に時期を比定することが出来るとされている。(61)から(65)の人形代はこれとは違い、肩の作りが撫で肩になっており、頭部の切り込みも直線的になっていることから、(1)から(10)までの人形代よりも古い時期が与えられる。

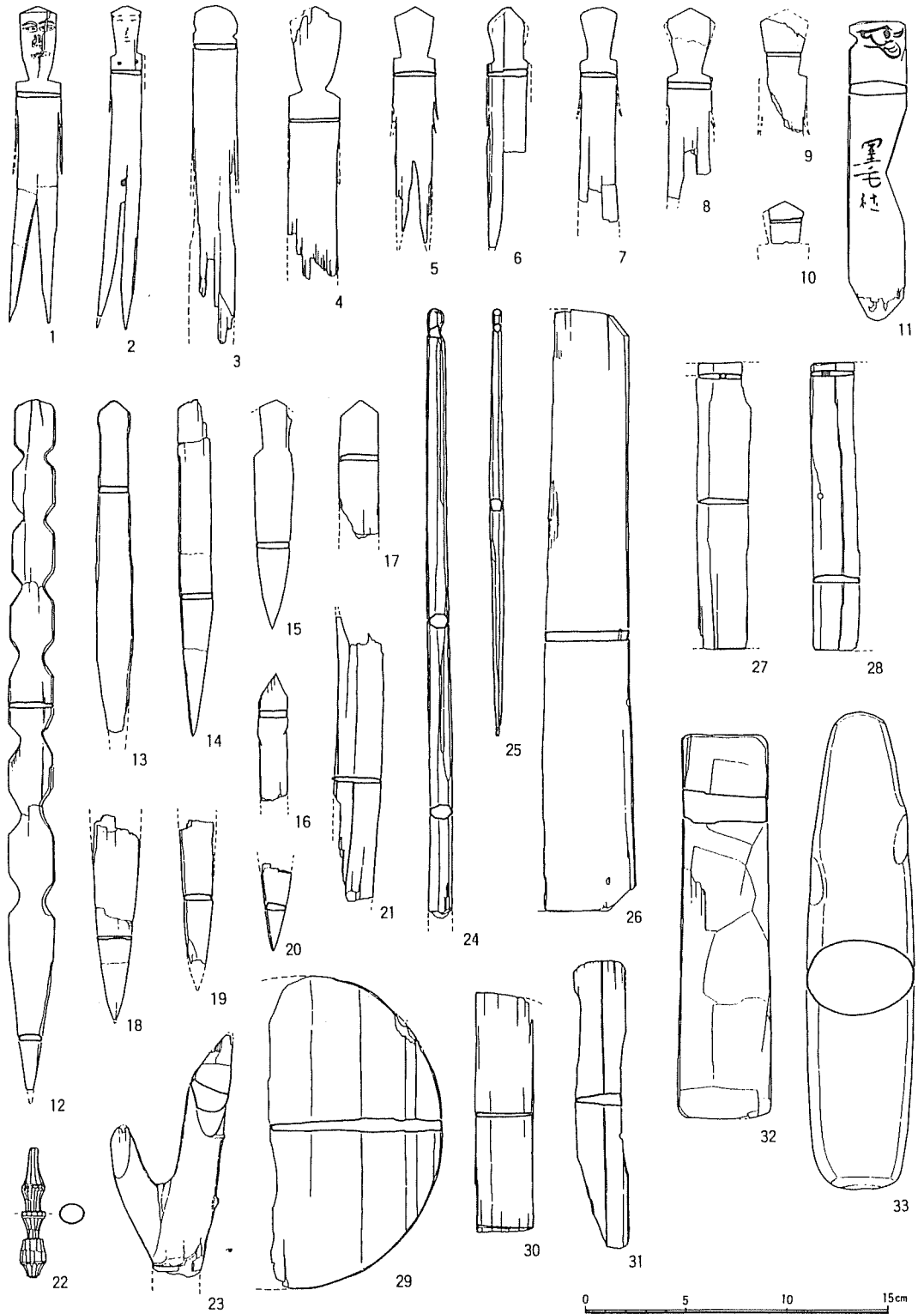
以上の事より時期幅を考えると、8世紀の後半より末にかけての時間を考えるのが良いのではないだろうか。

それでは、こうした祭祀用木製品がどのような祭祀に使用されたのかを考えてみよう。「滋賀考古学論叢 第4集」では、尾上遺跡出土の馬形代より馬を使用する祭祀についていろいろと考察をしてみた。このときは、馬=荒ぶる神=崇りなす神という図式を想定しこれより、災厄病・疫病神を祓うための祭祀を行なったものと考えたのである。今回もこの考えに変わりはなく、やはり尾上遺跡で行なわれた祭祀は「祓」もしくは「大祓」であろうと考えている。この考え方の基本は、祭祀遺物に混じって生活用遺物が出土しないということ・多量の斎串、人形代等の祭祀用木製品が出土すること・短期的な儀礼であればこれらの祭祀用木製品は数的には少なくてもよいこと・立地的にケガレた遺物を流しやすい地形であること等があげられる。

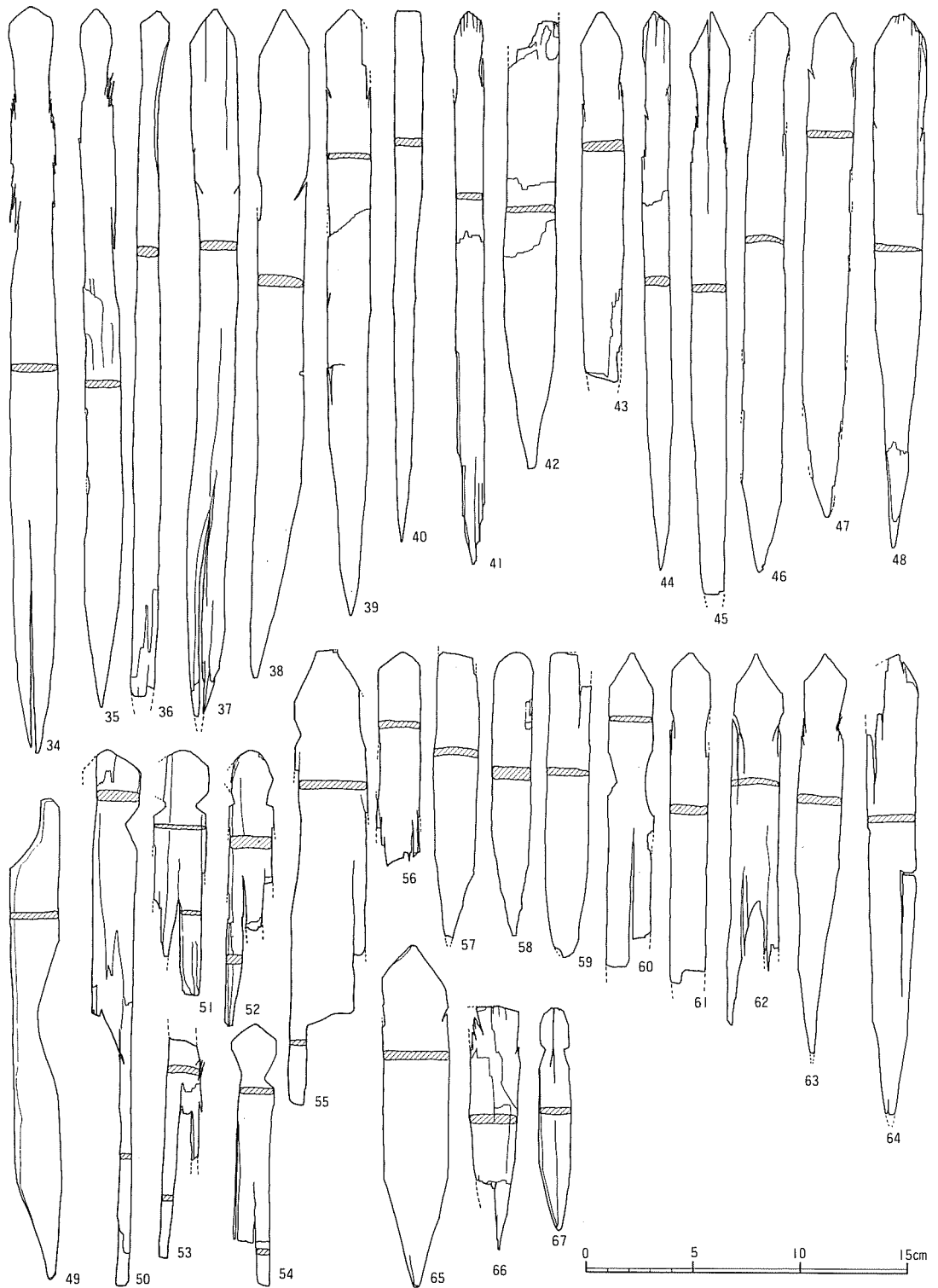
また、以上のような考え方をすれば8世紀後半から末にかけて、この尾上遺跡が祓所であったということも示すことができるであろう。尾上遺跡は七瀬ノ祓所にもはいつておらず、この地が民間の祓所であったのではないであろうか。民間の祓所に関しては公の祓所とどのように祭祀の方法が違うのかまだ解らず、今後尾上遺跡の祭祀資料を検討することによって民間の祓の祭祀がどのようなものであるかが明らかになるであろう。

参考文献

- ・奈良俊哉「尾上遺跡出土の木製馬形代について」(『滋賀考古学論叢 第4集』滋賀考古学論叢刊行会 1988年)
- ・金子裕之「古代の木製模造品」(『奈良国立文化財研究所学報』第38冊 1980年)
- ・黒崎直「斎串考」(『古代研究』19号 1980年)
- ・『木器集成図録 近畿古代篇』第II章遺物解説 13祭祀具(奈良国立文化財研究所 史料第27冊 1985年)
- ・『尾上遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会 1985年)
(第1図は『尾上遺跡発掘調査報告書』による)



第1図 尾上遺跡出土祭祀用木製品(昭和59年度)



第2図 尾上遺跡出土祭祀用木製品(昭和57・58年度)

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241